

13農振第309号
平成13年5月10日

各地方農政局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

中山間地域等直接支払交付金における経営局及び農村振興局所
掌の事業による土地改良通年施行の取扱いについて

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12
構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)第4の5の(1)のウに基づき、
経営局及び農村振興局所掌の事業による土地改良通年施行の取扱いについ
て下記のとおり定めたので、取扱いにつき遺憾のないようにされたい。

また、本通知の施行に伴い、「中山間地域等直接支払交付金における構
造改善局所掌の事業による土地改良通年施行の取扱いについて」(平成1
2年6月30日付け12構改B第673号農林水産省構造改善局長通知)
は廃止されたので御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事には、貴職より通知されたい。

記

- 1 経営局及び農村振興局所掌の事業における土地改良事業又はこれに準ずる事業を実施する場合に、土地改良通年施行（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第4の5の(1)のアの土地改良通年施行をいう。）に係る中山間地域等直接支払交付金の交付を受けようとするときは、事業実施主体は、別紙様式の土地改良通年施行実施計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

- 2 1の経営局及び農村振興局所掌の事業における土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる内容の事業をいう。
 - (1) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）
 - (2) 客土事業
 - (3) その他土地改良事業等のうち(1)又は(2)に該当する工種

- 3 事業実施主体は、1により計画書を作成した場合には、当該年度の6月30日までに計画書を（団体営事業の場合には、都道府県知事を経由して）地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するとともに、その写し（予算割当通知等の写しを添付）を関係市町村長に送付するものとする。

事業名		県名		地区名		関係市町村名		郡 町								
着工年度		改良区名		改良区所在地		郡 町 番地										
通 年 施 行 実 施 計 画	区 分	年度工事実施予定区域			工事計画期間及び稲作期間											
		実施面積 (ha)	うち対象 農用地面積 (ha)	うち土地 改良通年 施行面積 (ha)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	(例)															
	工 区															
	工 区															
	工 区															
	工 区															
	計															

- 注) 1 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。
 2 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。
 3 土地改良通年施行面積は、集落協定に記載された面積とする(なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面(1/1,000~1/5,000程度)に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。)
 4 稲作期間とは、水田農業経営確立対策実施要領第8の4の(6)のアの表の備考の の稲作期間をいう。